

平成29年4月1日

### 建設リサイクル法の分別解体に係る特記仕様書

1. 請負人は、建設リサイクル法第13条第1項により、下記の事項を書面に記入し、本市と契約を結ぶものとする。
  - (1) 分別解体等の方法
  - (2) 解体工事に要する費用
  - (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
  - (4) 再資源化等に要する費用
2. 対象建設工事は、特定建設資材を用いた建築物等の解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、次に掲げる一定規模以上の工事とする。
  - (1) 床面積80㎡以上の建築物の解体
  - (2) 床面積500㎡以上建築物の新築・増築
  - (3) 請負金額1億円以上の建築物の修繕・模様替え（リフォーム等）
  - (4) 請負金額500万円以上のその他の工作物に関する工事（土木工事等）
3. 特定建設資材は、次に掲げる資材をいう。
  - (1) コンクリート
  - (2) コンクリート及び鉄からなる建設資材
  - (3) 木材（土木建築に関する工事に使用する木材）
  - (4) アスファルト・コンクリート
4. 分別解体等とは次に掲げるものをいう。
  - (1) 建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する建設工事、建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為
  - (2) 建築物その他の工作物の新築その他解体工事以外で当該工事に伴い建設資材をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為
5. 再資源化等は次に掲げるものをいう。
  - (1) 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分（再生することを含む。）に該当するものをいう。
    - イ. 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物について、資材又は原材料として利用すること（建設資材廃棄物をそのまま用いることを除く。）ができる状態にする行為
    - ロ. 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用する行為
  - (2) 建設資材廃棄物の大きさを減ずる行為「縮減」に該当するもの
6. 第1項で記名する費用は請負人の見積金額とする。